

2 学校環境衛生の維持と管理

学校環境衛生（学校環境衛生の維持・管理）の目的は、「学校において健康的な学習環境を確保することによって、児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図る。」ことである。

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医及び学校薬剤師を含む。）が児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にして実施する必要がある。

(1) 法的位置付け

<学校保健安全法>

（学校環境衛生基準）

第6条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境に係る事項（略）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（略）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

<学校保健安全法施行規則>

（環境衛生検査）

第1条 学校保健安全法（略）第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

（日常における環境衛生）

第2条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

<学校環境衛生基準>

第6 雑則

1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。

(1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。

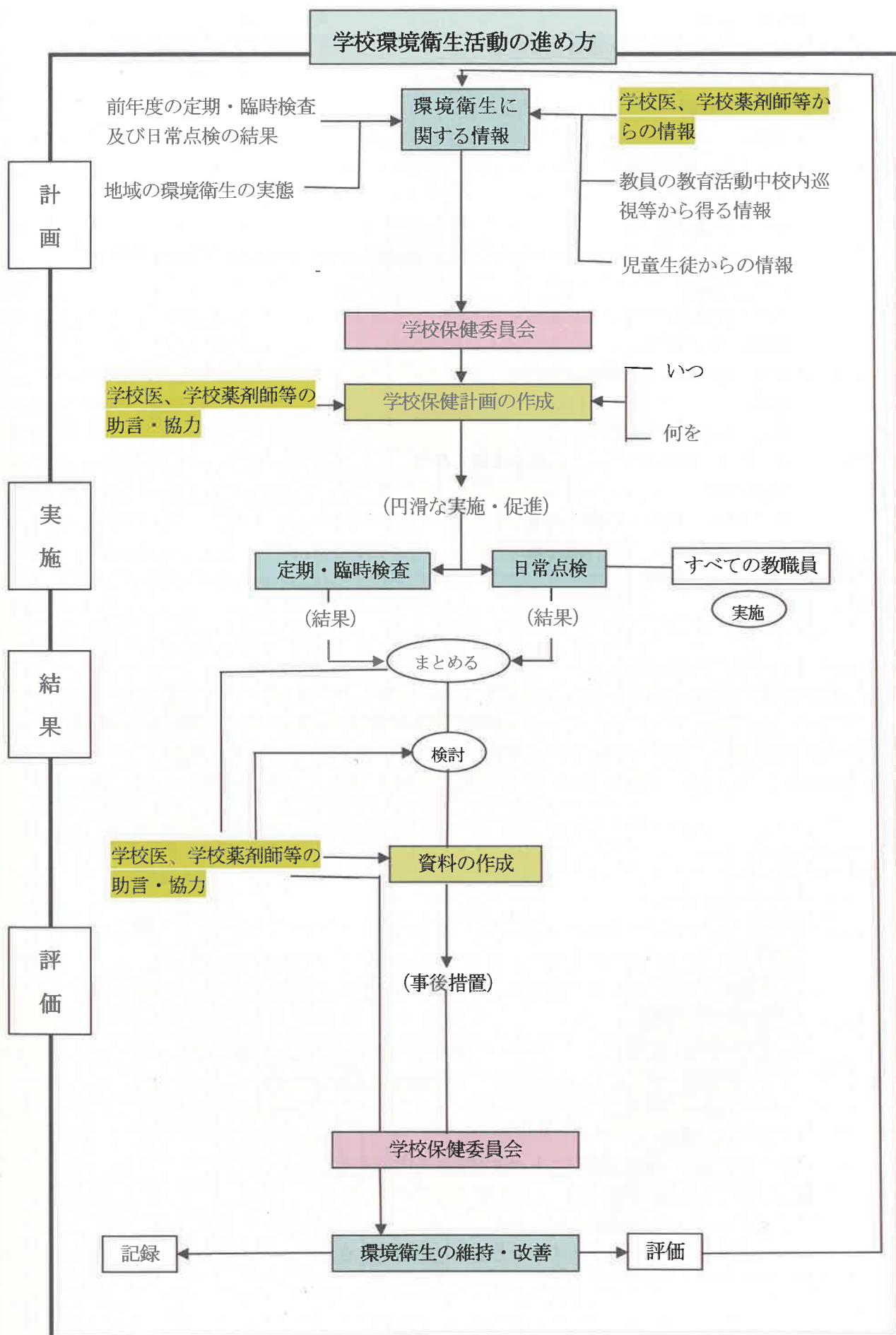
(2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。

(3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。

(4) その他必要なとき。

2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。

3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。



(2) 学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- ・換気及び保温等
- ・採光及び照明
- ・騒音

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- ・水質
- ・施設・設備

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

- ・学校の清潔
- ・ネズミ、衛生害虫等
- ・教室の備品の管理

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- ・水質
- ・施設・設備の衛生状態

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- ・教室の環境
- ・飲料水等の水質及び施設・設備
- ・学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等
- ・水泳プールの管理

第6 雑則

(3) 光化学スモッグの対応について

県では4月1日から9月30日までを対象期間（土日祝日を含む毎日）とし、光化学スモッグ発生状況を把握し、状況に応じて当日予報及び緊急時情報（注意報・警報・重大緊急報）を対象市町村及び県立学校等に通報する。通報を受けた市町は市町立小中学校に通報する。

学校では、当日予報に注意するとともに、緊急時情報が発令された場合には、以下の措置をとる。

① 緊急時の措置

ア 予報発令時の措置

(ア) いつでも、屋内に退避できるような体制を整えるとともに、状況により授業内容の変更ができるような措置を講ずるなど、被害防止のための指導体制を整える。

(イ) 下校時については、寄り道せず、速やかに帰宅するよう指導する。

イ 注意報発令時の措置

速やかに、校内放送等により、幼児・児童生徒の屋外における運動その他の諸活動を中止して屋内に退避させるとともに、風向きに注意して教室の窓を閉じ、予防措置として洗眼・うがい等を行わせる。

ウ 警報発令時の措置

教室の窓を閉じ、屋内においても過激な運動を中止する。

エ 重大緊急報発令時の措置

(ア) 屋内においても運動を中止する。

(イ) 状況により、授業を中止するなど適切な配慮をする。

② 緊急時の発令及び解除の基準

区 分	発令の基準	解除の基準
注意報	一の測定点において、オキシダント測定値が 0.12ppm 以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定点において、オキシダント測定値が 0.12ppm 未満になり、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。
警 報	一の測定点において、オキシダント測定値が 0.24ppm 以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定点において、オキシダント測定値が 0.24ppm 未満になり、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。
重 大 緊急報	一の測定点において、オキシダント測定値が 0.4ppm 以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定点において、オキシダント測定値が 0.4ppm 未満になり、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。

③ 被害発生時における対応

ア 光化学スモッグによると思われる被害の訴えがあったときは、被害の状況を把握し、症状の程度に応じて屋外の活動を中止し、屋内に退避させるなど適切な措置を講ずる。

イ 速やかに、洗眼・うがい等を行わせるとともに、学校医等に連絡して指導を受ける。

ウ 各学校は、被害の大小にかかわらず、直ちに電話で管轄の教育委員会に被害状況を連絡するとともに、「光化学スモッグ被害届受理書」で報告する。

なお、市町教育委員会は、市町担当課と教育事務所を通じて県教育委員会健康福利課へ電話速報と上記「光化学スモッグ被害届受理書」で報告する。

【留意事項】

①「受理日時」「受理者」は児童生徒から光化学スモッグ被害と思われる症状の訴えを最初に聞いた時間及び教職員。(複数クラスの場合、日時や受理者も複数となる場合あり)

②「被害を受けた児童生徒数」の合計欄にはクラスの在籍数も併せて記入するとよい。

別記様式 3

光化学スモッグ被害届受理書

(人体被害・・・学校用)

平成××年 ×月 ×日

受理日時	×月 ×日 ×時 ×分	受理者	〇〇 〇〇	
学 校 名	栃木県市町立 〇〇〇学校			
所在地	栃木県〇〇〇市〇〇町××× (〒×××-×××-××××)			
発 信 者	〇〇 〇〇〇	校長名	〇〇〇 〇〇	
被害を受けた日時	平成 ××年 ×月 ×日 ××時 ××分			
在籍児童生徒数	××× 名	学級数	××	
被害を受けた児童生徒数	学 年 組	男 子	女 子	計
	例) 3年1組	4 名	3 名	7名/39名
	3年2組	4 名	4 名	8名/38名
		名	名	名
		名	名	名
	計	8 名	7 名	15名/77名
被害の主な発生場所	教室 第×校時 (14:00～14:50) に運動場にて、体育の授業を行っていた。			
症 状	1 目がチカチカした。目が痛かった。涙が出た。 7 名 2 のどが痛かった。 8 名 3 せきが出た。 3 名 4 息苦しかった。 0 名 5 めまいがした。 0 名 6 その他 0 名			
学校及び教育委員会との措置などの特記事項	1 医師の診療の有・無 () 病院名 () 2 その他 下校時に健康被害の有無を確認し、重篤な症状の児童生徒はなかったため、全員下校させた。保護者にも連絡し、家庭での健康観察をお願いした。			